

# 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の 受講料等の一部を補助します！

新座市では、市内に所在する介護サービス事業者の人材確保の取組及び介護職員等のキャリアアップを支援するため、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修の受講料等の一部を補助する「新座市介護資格等取得費補助金」の交付事業を実施します。

## ■補助対象者

- ・都道府県知事の指定を受けた事業者が実施した当該研修を受講し、修了している
- ・新座市内の介護サービス事業所等で、当該研修を修了した日から起算して3か月を経過する日までの間、継続して勤務している
- ・1週間当たりの所定労働時間が、初任者研修修了者は20時間以上、実務者研修修了者は30時間以上である
- ・介護サービス事業者等に直接雇用されている職員である（派遣職員等ではない）
- ・受講料等に対して、他の地方公共団体等から同趣旨の補助金等を受けていない（ただし、埼玉県が実施する「埼玉県介護職員資格取得支援事業補助金」のみ併給可）
- ・（個人申請）受講料等の全額または一部を自己負担している
- ・（法人申請）対象となる受講者が受講した研修に係る受講料等を全額負担している
- ・（法人申請）自らが研修の実施機関として開講する研修ではない

## ■補助対象経費

研修の実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代

※ 補講等に係る費用等は含みません。

※ 法人が受講料の全額を負担したときは法人が、一部を負担したときは介護職員等（個人）が補助対象者となります。

## ■補助金の額

補助対象経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て。上限3万円）

※ 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修のそれぞれに対し、受講者1人につき1回を限度とします。

※ （個人申請）計算した補助金の額（補助予定額）に法人等の負担や県補助金を加え、その合計額が研修の実施機関に支払った受講料等を超えているときは、当該超過額を差し引いた額を補助額とします。

## ■申請方法

下記の書類に必要事項を記入して、新座市介護保険課に申請してください。

申請書類一式は、市のホームページ（ページID：0152195）に掲載しています。

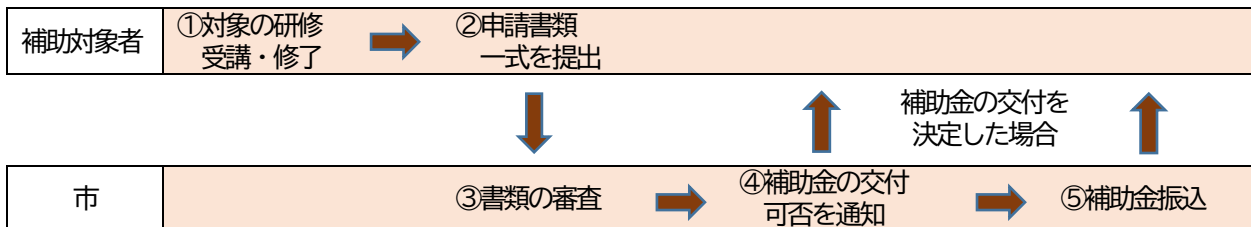
<https://www.city.niiza.lg.jp/site/zigyosya/shikaku-hojo.html>

- ☐ 交付申請書（個人申請：様式第1号、別紙1-1）（法人申請：様式第2号、別紙2-1）
- ☐ 研修実施機関が発行した領収書の写し、その他の対象経費の支払が確認できる書類
- ☐ 研修の修了証明書の写し
- ☐ 介護施設等に勤務していることを証する書類（勤務証明書（様式第3号））

※その他、必要と認める書類の提出を求める場合があります。

## ■補助を受けるための流れ

- ①（補助対象者） 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講し、修了する
- ②（補助対象者） 必要書類をそろえて市に提出する（事後申請になります）
- ③（市） 提出された書類を審査
- ④（市） 補助金の交付可否を通知
- ⑤（市） 補助金の交付を決定した場合、交付申請書に記載された振込先に振込



## ■補助対象事業所

【居宅サービス】※介護予防サービスを含む。

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 特定施設入居者生活介護

【施設サービス】

- ・ 介護福祉施設サービス
- ・ 介護保健施設サービス
- ・ 介護医療院サービス

【地域密着型サービス】※介護予防サービスを含む。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

## ■注意事項

- ・ 令和6年4月1日以降に修了した研修を補助対象とします。
- ・ 先着順で受付します。予算の上限に達した時点で、期間中であっても受付を終了します。
- ・ 予算の上限に達した場合、上限に達した日の申請の中から抽選します。

### 【問合せ】

新座市役所 介護保険課 介護給付・事業者係

住所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-424-5361（係直通）

FAX 048-482-5882

E-mail kaigo-jigyosha@city.niiza.lg.jp